

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年3月29日 午前9時30分

場 所 三条市東公民館 多目的ホール1

会議に付した議題

議第 1号 農用地利用集積計画の承認について

議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議第 5号 農業委員会事務局職員の配置替について

報告事項 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について

報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について

報第 4号 農地潰廃通報について

報第 5号 作付変更届について

報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 18名

1番 野崎文夫委員	3番 小川弘樹委員
4番 渡邊勝夫委員	5番 田邊敦子委員
6番 三師満夫委員	7番 五十嵐秀一委員
8番 小林茂宏委員	9番 坂井浩行委員
10番 原田勝委員	11番 渡邊一英委員
12番 廣川哲也委員	13番 清野秀作委員
14番 佐藤秀樹委員	15番 佐藤一富委員
16番 藤田吉則委員	17番 熊倉睦委員
18番 田邊稔委員	19番 佐藤裕雄委員

農業委員欠席委員 1名

2番 阿部眞佐雄委員

推進委員出席委員 17名

飯塚栄三千委員	稲田守委員
井上利弥委員	内山清委員

内 山 敏 雄 委員
蒲 澤 利 嗣 委員
北 澤 正 之 委員
捧 幸 伸 委員
原 田 孝 一 委員
吉 田 精 一 委員
渡 邊 正 委員

大 桃 伸 之 委員
蒲 澤 正 委員
栞 原 一 郎 委員
長谷川 淨 二 委員
松 岡 博 一 委員
吉 田 昇 委員

推進委員欠席委員 1 名

刈 屋 一 夫 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	阿 部 勝 峰
経営基盤係係長	早 川 実
経営基盤係主任	長谷川 義 隆
経 営 基 盤 係 一 般 任 用 職 員	味 田 佐恵子

午前 9 時 3 0 分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、会議に入ろうと思います。

最初に、出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員18名、出席18名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名議員につきましては、定めにより私から指名をいたします。8番、小林茂弘委員、12番、廣川哲也委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に皆さんにお諮りしたいと思います。議第2号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいて議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議なしということで御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明いたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

1 ページを御覧願います。今月の申請は 2 件で、合計面積1,354平米であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

666番は、塚野目地内の農地 1 筆、323平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

667番は、代官島地内の農地 1 筆、1,031平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件について御説明いたします。

14ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定29件、面積18万9,648.63平米、再設定 3 件、面積 2 万6,208平米、合計では32件、面積21万5,856.63平米であります。

それでは、戻りまして 2 ページの668番から順に御説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

668番から 8 ページの685番までの18件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

668番は、下大浦地内の農地 3 筆、2,327平米。

669番は、上大浦地内の農地 4 筆、2,445平米。

670番は、上大浦地内の農地 1 筆、2,712平米。

671番は、早水地内の農地11筆、1 万6,506平米。

672番は、早水地内の農地 3 筆、4,239平米。

4 ページをお願いします。

673番は、柳川新田地内の農地 1 筆、2,003平米。

674番は、今井地内ほかの農地 5 筆、1 万6,437.66平米。

675番は、今井地内ほかの農地 9 筆、5,370平米。

676番は、川通東町地内の農地 1 筆、3,204平米。

677番は、栄荻島地内ほかの農地 4 筆、1 万2,305平米。

678番は、吉田地内の農地 1 筆、947平米。

6 ページをお願いします。

679番は、吉田地内の農地 2 筆、3,923平米。

680番は、吉田地内の農地 7 筆、9,959平米。

681番は、吉田地内の農地 1 筆、303平米。

682番は、福岡地内の農地 6 筆、5,794平米。

683番は、上大浦地内の農地 3 筆、1,780平米。

684番は、上大浦地内の農地 1 筆、556平米。

8 ページをお願いします。

685番は、千把野新田地内ほかの農地 6 筆、2 万7,154平米。

以上18件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

686番から13ページの696番までの11件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新

潟県農林公社が新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

それでは、686番から順に御説明いたします。

686番は、上保内地内の農地4筆、3,073平米。

687番は、早水地内の農地11筆、1万6,839平米。

688番は、上保内地内の農地3筆、3,010平米。

689番は、上保内地内の農地7筆、3,733平米。

10ページをお願いします。

690番は、上保内地内の農地10筆、5,396.91平米。

691番は、上保内地内の農地2筆、1,992平米。

692番は、上保内地内の農地9筆、3,951.3平米。

693番は、上保内地内の農地1筆、1,031平米。

694番は、金子新田地内の農地3筆、5,463平米。

12ページをお願いします。

695番は、茅原地内ほかの農地17筆、2万5,165.76平米。

696番は、南中地内の農地1筆、2,029平米。

以上11件は、新潟県農林公社が新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

次の697番から14ページ699番までの3件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第2調査部会長は、佐藤代理の隣に着席願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

おはようございます。それでは、第2調査部会の調査結果について御報告いたします。

第2調査部会では、3月24日午前9時より厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、佐藤会長代理出席の下、会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時47分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転2件、新規設定29件、再設定3件、合計件数34件、面積21万7,210.63平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の23件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、ま

た新潟県農林公社が利用権設定する11件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

19ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定9件、面積7万1,683.97平米、利用権移転3件、面積6,537平米、合計では12件、面積7万8,220.97平米であります。

15ページにお戻りをいただき、1番から順に御説明いたします。

なお、議第2号参考といたしまして、2月24日現在の借受け希望者リストを送付させていただきましたが、議案15ページの2番、次ページの4番の借受人につきましては登載されておられません。配分計画の県公告予定日の令和3年4月30日に登載される予定となっております。

それでは、配分計画（案）を御説明いたします。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議いただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、上保内地内の農地4筆、3,073平米。

2番は、早水地内の農地11筆、1万6,839平米。

16ページをお願いします。

3番は、上保内地内の農地32筆、1万9,114.21平米。

4番は、金子新田地内の農地1筆、806平米。

5番は、金子新田地内の農地1筆、1,649平米。

6番は、金子新田地内の農地1筆、3,008平米。

7番は、戸口地内の農地2筆、653平米。

18ページをお願いします。

8番は、岩淵地内ほかの農地15筆、2万4,512.76平米。

9番は、南中地内の農地1筆、2,029平米。

以上9件は、それぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。

続きまして、利用権移転の案件について御説明いたします。

10番は、令和2年2月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされた利用配分計画のうち、記載の上保内地内の農地1筆、1,031平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

11番は、令和元年10月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされた利用配分計画のうち、記載の上保内地内の農地3筆、2,355平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

12番は、令和2年3月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされた利用配分計画のうち、記載の金子新田地内の農地2筆、3,151平米について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

以上3件は、それぞれ記載の借受人に利用権移転をしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定9件、利用権移転3件、合計件数12件、面積7万8,220.97平米で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

3番、小川委員。

3番（小川弘樹委員）

3 番、小川でございます。質問させていただきます。

2 番のところの案件で、使用貸借権の設定ということで中間管理機構を通じて無料で借りるということですが、中間管理機構への手数料というのはどうなるのでしょうか。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（阿部事務局長）

全てゼロ円です。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第 2 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第 2 号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第 3 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第 3 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について』御説明いたします。

21 ページを御覧願います。今月の申請は 5 件で、合計面積 1 万 2,263 平米であります。

20 ページにお戻りをお願いします。

50 番は、東大崎一丁目地内の農地 2 筆、1,173 平米を経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10 アール当たり約 〇〇〇 円であります。

51 番は、長嶺地内の農地 1 筆、744 平米を譲受人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10 アール当たり 〇〇〇 円であります。

52 番は、月岡三丁目地内の農地 6 筆、2,457 平米を譲受人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10 アール当たり約 〇〇〇 円であります。

53 番は、飯田地内ほかの農地 7 筆、7,769 平米を譲受人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10 アール当たり 〇〇〇 円から 〇〇〇 円であります。

54 番は、鹿峠地内の農地 1 筆、120 平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10 アール当たり 〇〇〇 円であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの5件、面積1万2,263平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

25ページを御覧願います。今月の申請は17件で、合計面積3万60.69平米であります。

22ページにお戻りをお願いします。

118番は、東大崎二丁目地内の農地1筆、1,703平米を売買により取得し、宅地分譲地8区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、ハローワーク三条西側250メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

119番は、荒町二丁目地内の農地4筆、2,808平米を売買により取得し、宅地分譲地12区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、体育文化会館北西300メートル付近で、都市計画用途地

域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

120番は、荒町一丁目地内の農地1筆、264平米を売買により取得し、既存雑種地161平米と一体利用し、駐車場22台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、体育文化会館北西450メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

121番は、新光町地内の農地1筆、148平米を売買により取得し、建て売り住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、第二中学校北側570メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

122番は、新光町地内の農地3筆、2,996平米を売買により取得し、宅地分譲地13区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、第二中学校北西350メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

123番は、四日町地内の農地1筆、330平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、嵐南公民館北西250メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

124番は、西本成寺一丁目地内の農地1筆、893平米を売買により取得し、宅地分譲地5区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、国道8号直江二南交差点南側200メートル付近で、都市計画用途地域の第1種中高層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

125番は、令和2年7月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。塚野目地内の農地1筆、2,003平米を売買により取得し、駐車場73台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、金属工場団地、株式会社兼古製作所本社南側で、10ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区分は第1種農地と判断されます。なお、転用目的が既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

126番は、下坂井地内の農地1筆、347平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟及び駐車場1台の用地として利用したいものです。場所につきましては、JR東三条駅南口南側220メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

127番は、下保内地内の農地1筆、416平米を売買により取得し、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇

円であります。場所につきましては、道の駅庭園の郷保内南側500メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

24ページをお願いします。

128番は、月岡三丁目地内の農地1筆、157平米を売買により取得し、既存の資材置場1,371平米と一体利用し、資材置場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、月岡保育所北西230メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

129番は、鬼木地内の農地1筆、234平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟及び駐車場1台の用地として利用したいものです。場所につきましては、川通浄化センター北側270メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

130番は、今井地内の農地2筆、780平米を売買により取得し、既存の宅地660平米と一体利用し、一部を住宅1棟の用地として、一部を隣接する事業所へ貸し駐車場5台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、蒲原大橋南詰交差点東側330メートル付近で、住宅棟が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

131番は、福島新田地内の農地15筆、1,252.78平米を売買により取得し、既存の原野613.79平米と一体利用し、工場1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号一ツ屋敷交差点北西450メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

132番は、栄荻島地内の農地7筆、1,861.91平米を売買により取得し、既存宅地3,227平米と一体利用し、資材置場、調整池の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、ただいまーと南側600メートル付近で、住宅棟が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

133番は、南中地内の農地6筆、1万898平米を賃貸借権の設定により砂利採取のため、令和3年5月1日から令和5年1月31日まで一時転用地として利用したいものであります。場所につきましては、株式会社栃尾コロナ下田工場北西150メートル付近で、農振農用地区域内の農地であります。

134番は、曲谷地内の農地1筆2,969平米を賃貸借権の設定により、東北電力ネットワーク株式会社新潟支社が行う特別高圧送電線撤去工事に伴う資材工具運搬用ヘリポートの用地として許可の日から令和3年12月24日まで一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、下田野球場西側700メートル付近で、農振農用地区域内の農地でありますから、工事に伴う一時転用の土地での代替性がなく、やむを得ないものと判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

4 番、渡邊勝夫委員。

第 2 調査部会長（4 番渡邊勝夫委員）

議第 4 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数 17 件、面積 3 万 60.69 平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、133 番を除き、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

御発言のある方、御発言をお願いいたします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第 4 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、133 番を除く案件、合計 16 件については許可することとし、133 番の案件については新潟県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第 2 調査部会長は自席へお戻りください。どうも御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

それでは、追加議案の日程についてお諮りをしたいと思います。

議第 5 号『農業委員会事務局職員の配置替について』を議事日程に追加したいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議なしという発言がございますので、議第 5 号を追加の議案といたします。

議長（野崎会長）

それでは、議第 5 号の審議に入る前に事務局職員全員の退室をお願いいたします。

（事務局職員退室）

議長（野崎会長）

それでは、議第 5 号『農業委員会事務局職員の配置替について』を議題といたします。

令和３年４月１日付の「農業委員会事務局職員の配置替について」で、三条市長から下記のとおり協議があったので、農業委員会等に関する法律26条第３項の規定により承認を求めます。

配置替えにより農業委員会事務局職員の職を解く者。経営基盤係長、早川実。

配置替えにより農業委員会事務局職員として任用する者。農林課農政係主任、上林裕則。

以上です。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第５号につきましては、ただいま提案申し上げたとおり承認することに御異議ございませんか。やむを得ないものと認め、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

しばらく休息に入りたいと思います。

（午前１０時１０分から午前１０時２０分まで休憩）

議長（野崎会長）

休憩を閉じ、再開をいたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第１号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第２号から報第６号まで、続けて事務局より報告をお願いします。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告の中で御質問がございましたら、御質問願いたいと思います。

しばらくにしてないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会の開催案内をお願いいたします。

第３調査部会長、今日は欠席でございますので、副会長の18番、田邊稔委員、お願いいたします。

第３調査部会長代理（18番田邊 稔委員）

18番、田邊です。来月は、第3調査部会の当番でございます。4月23日午前9時から
厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

議長（野崎会長）

なお、来月の総会は28日午前9時半開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたしたいと思います。

午前10時55分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議事録署名委員（ 8 番）

議事録署名委員（ 1 2 番）
